

令和4年4月以降の年金制度改正

令和2年5月29日に「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」が成立し、6月5日に公布されました。

この法律は、より多くの方がこれまでよりも長い期間にわたり多様な形で働くようになることが見込まれる中で、今後の社会・経済の変化を年金制度に反映し、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るためのものです。

主要な改正内容は次のとおりです。

I 在職中の年金受給の在り方の見直し

ポイント

1

60歳から64歳の間に支給される特別支給の老齢厚生年金を対象とした在職老齢年金制度について、支給停止とされない範囲を拡大【令和4年4月】

厚生年金

65歳未満の在職中の支給停止の基準額

28万円*



47万円*

(令和4年4月1日施行)

※令和2年度額。法令に基づき改定される場合があります。

65歳以上の方の支給停止基準額は現行の47万円から変更ありません。

ポイント

2

在職中の老齢厚生年金受給者(65歳以上)の年金額を毎年改定【令和4年4月】

厚生年金

現行

老齢厚生年金の受給権取得後に就労した場合、資格喪失時(退職時・70歳到達時)に老齢厚生年金の額を改定

見直し後【在職定時改定】(令和4年4月1日施行)

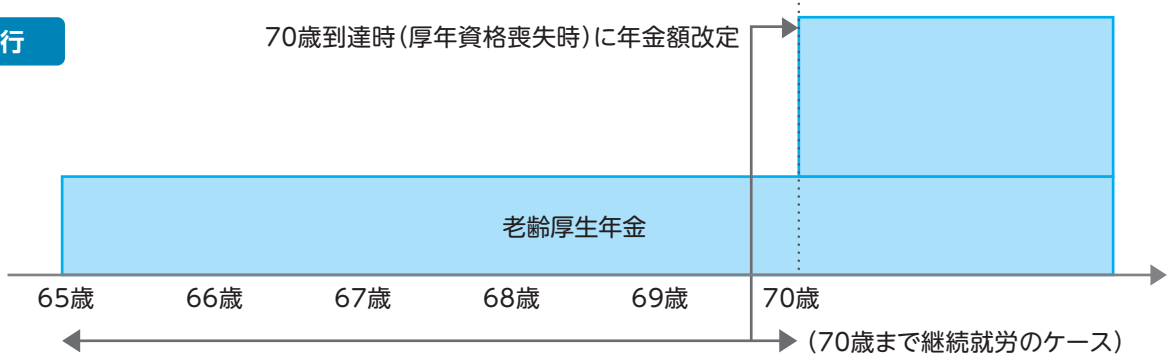
資格喪失時の改定に加え、65歳以上の方については、**在職中であつても、年金額を定時に改定(毎年1回、10月分から。)**

年金額

定時改定

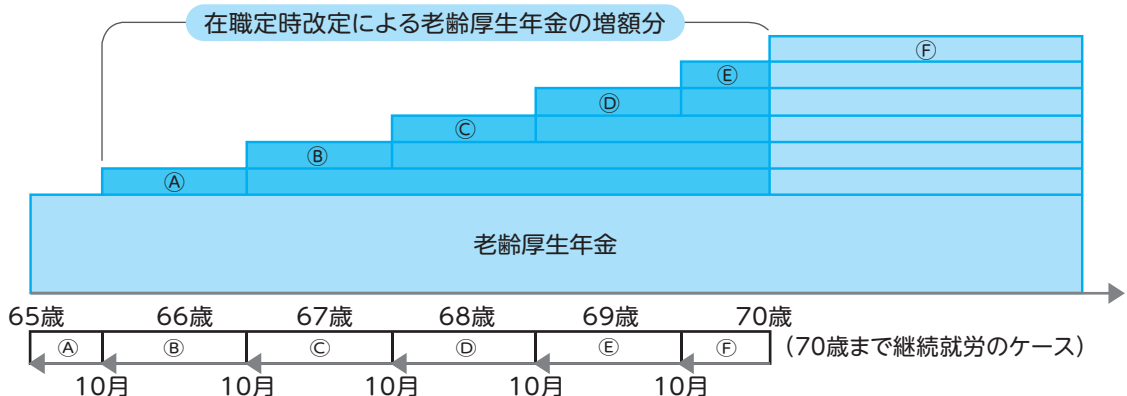
現行

70歳到達時(厚年資格喪失時)に年金額改定



見直し内容 標準報酬月額20万円で1年間就労した場合⇒+13,000円程度/年(+1,100円程度/月)

在職定時改定による老齢厚生年金の増額分



Ⅱ 繰上げ減額率の見直し

本来の支給開始年齢よりも前に年金を受給したい場合は、60歳以降に繰上げ請求を行うことにより、減額された「繰上げ支給の老齢厚生年金」を受給することができます。

この場合、同時に国民年金の「老齢基礎年金」の全部繰上げ請求も行う必要があります。

繰上げ請求をした場合、令和4年3月までに60歳に到達される方は繰上げした期間に応じて1月当たり0.5%の減額となりますが、令和4年4月以降に60歳到達される方は0.4%の減額となります。



繰上げ請求の注意点

- 一度決められた減額率は生涯変わりません。また、一度請求すると取消することはできません。
- 加給年金額は繰上げ支給の対象となりません。なお、加給年金額の加算は、65歳からとなります。
- 事後重症などによる障害厚生（基礎）年金や寡婦年金等は受けられません。
- 繰下げ請求はできなくなります。
- 厚生年金の被保険者の間は、繰上げ支給の老齢厚生年金の全額または一部が停止となることがあります。

Ⅲ 繰下げ受給の上限年齢引上げ

65歳到達の際に本来支給の老齢厚生年金を請求せず、66歳以降に繰下げ請求することで、繰下げした期間に応じて、1月当たり0.7%が年金額に上乘せ(※)されます。

令和4年3月までは繰下げ受給の上限年齢は70歳までですが、令和4年4月以降に70歳を迎えられる方は、上限年齢が引き上げられ75歳まで繰下げすることができます。

なお、障害年金・遺族年金の受給権がある方は繰下げを行うことができませんので、ご注意ください。

※厚生年金加入中により年金の全部または一部が停止となっている場合は、停止部分を除いた額に対し上乘せされます。

その他 その他の見直し

1 退職等年金給付に係る掛金取扱いの見直し 【令和4年4月】

退職等
年金給付

組合員資格を取得した日の属する月に、その資格を喪失した場合は、掛金が徴収されなくなります。

2 短期滞在の外国人に対する脱退一時金の見直し 【令和3年4月～】

厚生
年金

退職等
年金給付

脱退一時金の支給上限年数が、3年から5年になります。

